

UBS中国新時代株式ファンド

(年1回決算型)／(年2回決算型)

追加型投信／海外／株式



※本交付目論見書は、①UBS中国新時代株式ファンド(年1回決算型)の交付目論見書および②UBS中国新時代株式ファンド(年2回決算型)の交付目論見書を組合わせて作成したものです。

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧できます。
- 本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は、請求目論見書に掲載されています。

[委託会社](ファンドの運用の指図を行う者)

UBSアセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号

＜照会先＞

ホームページアドレス : <http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号: 03-5293-3700(営業日の9:00～17:00)

[受託会社](ファンドの財産の保管および管理を行う者)

三井住友信託銀行株式会社

商品分類および属性区分表

当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
UBS中国新時代株式ファンド (年1回決算型)	追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	アジア	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
UBS中国新時代株式ファンド (年2回決算型)	追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年2回	アジア	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

※以下、本書において「UBS中国新時代株式ファンド(年1回決算型)」を「年1回決算型」、「UBS中国新時代株式ファンド(年2回決算型)」を「年2回決算型」ということがあります。また、両ファンドを総称して、もしくは各ファンドを「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。

◎委託会社の情報

設立／1996年4月1日(ユービーエス投資顧問株式会社設立)
資本金／22億円(2019年8月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額／8,928億円(2019年8月末現在)

- ・ 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ・ 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続きを行います。
- ・ 当ファンドの信託財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- ・ ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

「UBS中国新時代株式ファンド(年1回決算型)」および「UBS中国新時代株式ファンド(年2回決算型)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年11月25日に関東財務局長に提出しており、2019年11月26日にその届出の効力が生じております。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

中国籍、香港籍もしくは主に中国に活動拠点を置く企業等の株式(中国A株を含みます。)を主要投資対象とする投資信託証券(投資信託または外国投資信託の受益証券(振替受益権を含みます。))および投資証券または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。)に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 中国企業の株式を実質的な主要投資対象とします。

- ・中国籍、香港籍もしくは主に中国に活動拠点を置く企業等の株式(預託証券等を含みます。)を主な投資対象とします。
- ・中国A株への投資は、ストックコネクト^{※1}またはQFII/RQFII^{※2}等を通じて行う場合があります。
- ・原則として対円での為替ヘッジは行いません。

※1 スtockコネクトとは、中国本土の証券取引所と中国本土外の証券取引所の相互間で行われる株式の取引制度です。

※2 QFII/RQFIIとは、中国证券监督管理委员会(CSRC)が認めた適格国外機関投資家に対して一定額の枠内において制限付きでA株の売買を可能とする制度です。

2 構造的な成長が期待されるセクターの中で、相対的に高い競争優位性を有する企業を選別し、投資を行います。

- ・中長期的な観点から構造的な成長が期待されるセクターに注目し、中でも製品、サービス、人材、ブランドなどへの充実した投資やイノベーションの追求によって競争優位性を高め、セクター全体と比較して高い成長が期待できる銘柄を選別して投資を行います。

3 決算頻度の異なる2ファンドからお選びいただけます。

- ・「年1回決算型」と「年2回決算型」があります。

【年1回決算型】

決算日: 毎年原則2月25日(休業日の場合は翌営業日)

【年2回決算型】

決算日: 毎年原則2月25日および8月25日(休業日の場合は翌営業日)

- ・原則として、各ファンドの収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、委託会社の判断で分配を行わない場合があります。

※詳しくは後記「分配方針」をご参照ください。

※販売会社によってはどちらか一方のみの取り扱いになる場合があります。

4 UBSアセット・マネジメント・グループが運用を行います。

- ・UBSアセット・マネジメント・グループは、グローバルな総合金融機関UBSグループの資産運用部門です。
- ・当ファンドが投資を行うUBS(Lux)エクイティ・ファンド・チャイナ・オポチュニティ(USD)の運用は、UBSアセット・マネジメント(香港)リミテッドが行います。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■「新時代」を迎えた中国

今、中国では、先進国に先駆けて、新たな技術やサービスが生み出される新時代を迎えています。高い付加価値を生み出す産業構造への転換点を迎え、中国経済は新たなステージへ。

新時代の中国を牽引する成長セクターに注目

- ・ 中国は、輸出、投資中心の経済から、消費、サービス中心の経済へと新たな時代を迎えています。また、新しい技術やサービスを提供する民間企業が新たに誕生し、新時代の成長を牽引すると期待されます。
- ・ こうした中で、中長期的な観点から構造的な成長が期待されるセクターに注目します。

厳選したリーディング企業に投資

- ・ 成長セクターの中から、市場シェアやブランド力を背景に、業界内で圧倒的な競争力を有する、リーディング企業を選別します。
- ・ 将来的にリーディング企業に成長する潜在力のある企業の発掘も行います。

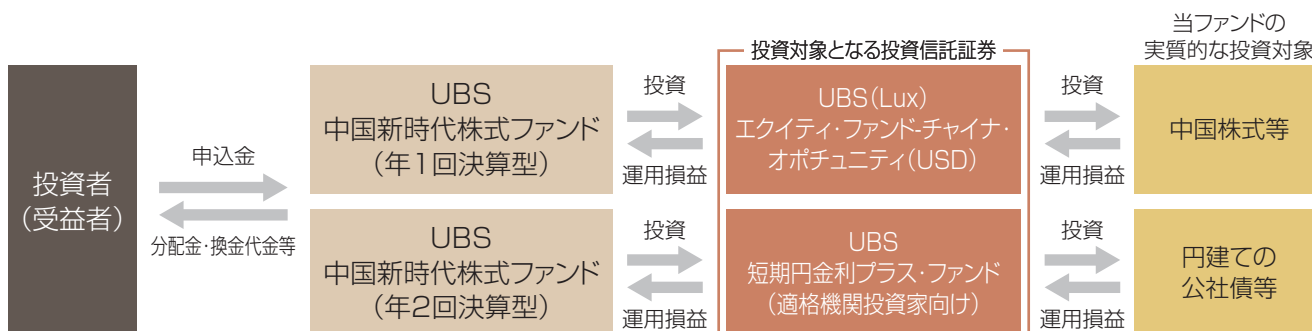
■UBSアセット・マネジメント・グループの中国株式運用

- ・ 当ファンドの投資対象であるUBS (Lux) エクイティ・ファンド-チャイナ・オポチュニティ (USD) の運用は、UBSアセット・マネジメント(香港)リミテッドが行いますが、香港、上海を中心に、世界の主要拠点にいる運用調査担当者からの情報も活用します。
- ・ 中国株式の運用は経験豊富な新興国株式チームが担当します。新興国株式チームでは337億米ドル(約3兆7千億円)※に及ぶ資産を運用しています。

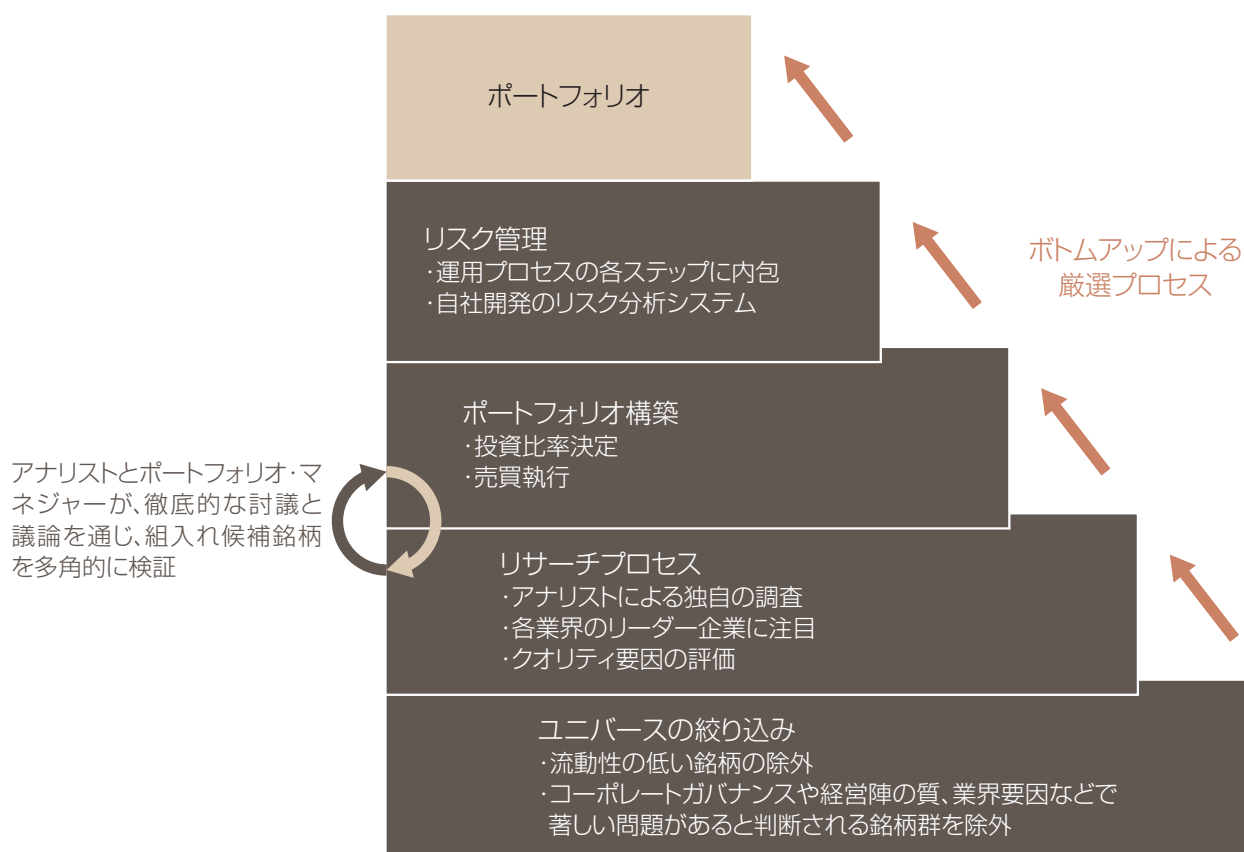
※2019年7月末時点

◎ 当ファンドの仕組み

- ・当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
 - ・UBS(Lux)エクイティ・ファンド・チャイナ・オポチュニティ(USD)(以下「指定外国投資信託」といいます。)の組入れについては、通常の運用状況においては高位を維持することを基本とします。ただし、投資対象市場の状況等により、一時的にファンド資産の大部分を短期金融商品等の流動性資産に投資する場合があります。[ファンド・オブ・ファンズについて]
- ファンド・オブ・ファンズとは、主として投資信託証券に投資するものをいいます。



◎ 運用プロセス



※当ファンドが投資対象とする指定外国投資信託は、UBSアセット・マネジメント(香港)リミテッドが運用します。上記の「運用プロセス」は、UBSアセット・マネジメント(香港)リミテッドにおける指定外国投資信託の運用について記載しています。上記はイメージです。

2019年8月末現在

■ ファンドが投資対象とする投資信託の概要

投資信託証券の名称	UBS(Lux)エクイティ・ファンド-チャイナ・オパチュニティ(USD)
形態	ルクセンブルク籍外国投資信託(米ドル建て)
運用の基本方針	中国籍、香港籍もしくは主に中国に活動拠点を置く企業等の株式(中国A株を含みます。)を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。なお、預託証書や個別株式等の価格変動に運用成果が連動する有価証券等にも投資する場合があります。また、銘柄選択にあたっては、主に成長見通しに優れる競争優位性の高い銘柄を厳選して投資を行います。
主な投資対象	中国籍、香港籍もしくは主に中国に活動拠点を置く企業の株式(中国A株を含みます。)を主要投資対象とします。
解約制限等	1日の解約額がファンド純資産総額の10%を超える等大量の解約が集中した場合、管理会社はファンド換金申込の一部または全部の受付を行わない場合があります。
投資運用会社	UBSアセット・マネジメント(香港)リミテッド

投資信託証券の名称	UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)
形態	国内籍追加型株式投資信託
運用の基本方針	わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債を実質的な主たる投資対象とし、円短期金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	UBS短期円金利プラス・マザーファンド受益証券、ならびに内外の円建て公社債を主要投資対象とします。
委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社

◎ 主な投資制限

投資信託証券への投資割合	制限を設けません。
株式への直接投資	行いません。
外貨建資産への投資割合	制限を設けません。
デリバティブ取引の直接利用	行いません。
同一銘柄の投資信託証券への投資割合	制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率	原則として、それぞれ信託財産の純資産総額の10%、合計で20%以内とします。

◎ 分配方針

[年1回決算型]

年1回の決算時(原則として毎年2月25日。当該日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、上記の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。
- ・ 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

[年2回決算型]

年2回の決算時(原則として毎年2月25日および8月25日。当該日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、決算日の前営業日時点の基準価額水準、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。なお、基準価額水準が1万円(1万口当たり)を超えている場合には、上記の範囲内で分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないこともあります。
- ・ 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

[イメージ]



(注)収益分配金額は、原則として決算日の前営業日の基準価額水準を勘案して決定されますので、それ以前の基準価額水準は考慮されません。また、決算日の前営業日から決算日までに基準価額が下落した場合には、委託会社の判断で分配金額が少額になることや分配を行わないこともあります。

※上記は収益分配のイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

■ 株式の価格変動リスク

・ 株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。新興国の株式は先進国に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

・ 信用リスク

株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収が出来なくなる場合があります、基準価額に影響を与える要因になります。

■ 解約によるファンドの資金流出に伴うリスクおよび流動性リスク

短期間に相当額の解約申込があった場合や、市場を取巻く環境の急激な変化等により市場が混乱し流動性が低下した場合は、保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。また、新興国の株式は先進国の株式に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

■ 為替変動リスク

実質外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、円と実質外貨建資産に係る通貨との為替変動の影響を受けることになり、円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

■ カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。なお、当ファンドが実質的に投資を行う新興諸国・地域には、一般的に先進国と比較して、「政治・経済および社会情勢等の変化の度合いおよび速度が大きい傾向にあること」、「資産の移転に関する規制等が導入される可能性が高いこと」、「企業等の開示に関する正確な情報確保が難しいこと」等のリスクおよび留意点があります。

■ 中国A株投資に関するリスク

中国の証券市場では、内外資本取引に制限が設けられており、中国政府当局の政策変更等により、現在の通貨規制、資本規制、税制等が突然変更される可能性があります。中国A株投資では、こうした中国証券制度上の制限や規制等の変更の影響を受けることがあります。

当ファンドの投資先ファンドにおいて、ストックコネクトまたはQFII/RQFIIを通じて中国A株に投資する場合があります。ストックコネクトを通じた中国A株投資では、取引執行、決済等に関する条件や制限により、意図したとおりの取引ができない場合があります。また、ストックコネクトを通じて取得した株式は現地保管機関等により保管されますが、当該株式にかかる権利行使はストックコネクト特有の条件や制限に服することとなり、権利行使が制限される可能性があること、当該株式は現地の投資家補償基金や中国証券投資家保護基金の保護の対象ではないこと等のリスクがあります。これらの要因により当ファンドの基準価額が大きく影響を受けることや、ファンドの換金請求代金等の支払いが遅延したり、信託財産の一部の回収が困難となったり、また市場の急激な変動により基準価額が大きく下落する場合があります。加えて、ストックコネクトは新しい制度であり、今後更なる規制が課される可能性があります。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

【指定外国投資信託における解約制限】

指定外国投資信託では、1日の解約額が指定外国投資信託の純資産総額の10%を超える等大量の解約が集中した場合に、解約申込に制限をかける場合があります。これにより、当ファンドの換金申込の一部または全部が行えないなどの影響を受ける可能性があります。

【分配金に関する留意点】

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

リスク管理体制

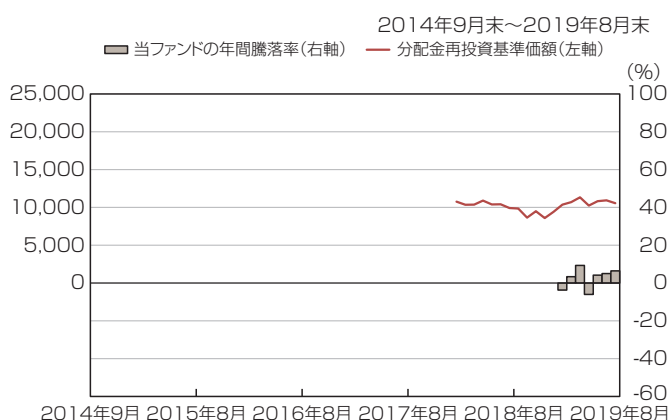
委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って執行します。

取引の管理については、管理部門が運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。

(参考情報)

[年1回決算型]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

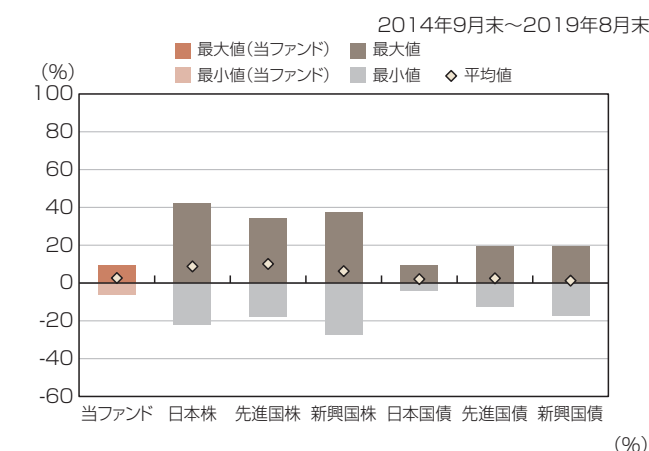


* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

* 年間騰落率は、2019年2月から2019年8月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	9.3	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値	△ 6.0	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値	2.6	8.8	10.1	6.3	2.1	2.5	1.3

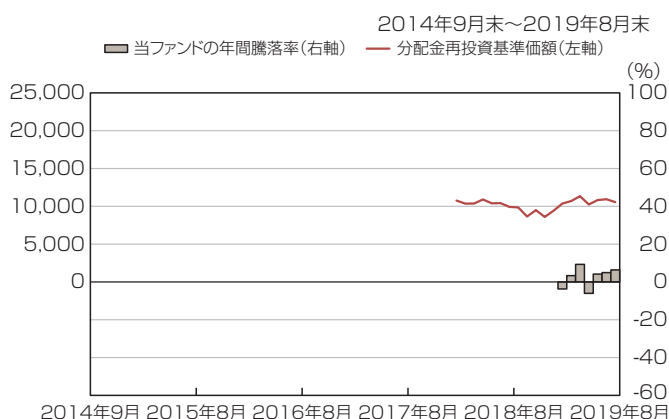
* 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2014年9月から2019年8月の5年間(当ファンドは2019年2月から2019年8月の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

[年2回決算型]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

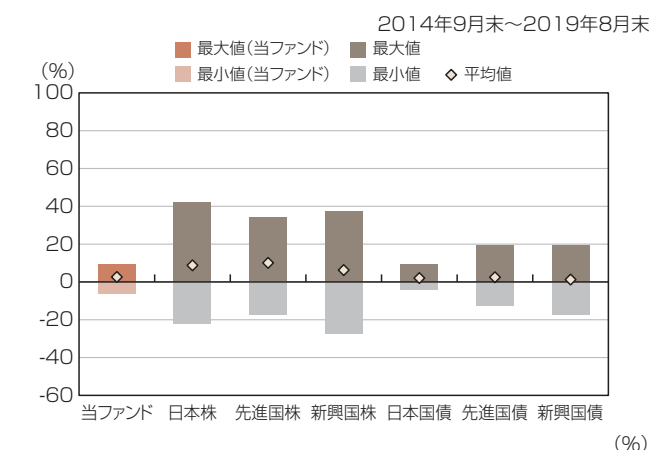


* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

* 年間騰落率は、2019年2月から2019年8月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	9.3	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値	△ 6.0	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値	2.6	8.8	10.1	6.3	2.1	2.5	1.3

* 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2014年9月から2019年8月の5年間(当ファンドは2019年2月から2019年8月の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

■各資産クラスの指数

日 本 株：東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータ提供者は、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

- ・ 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
東証株価指数(TOPIX)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社東京証券取引所に帰属します。
- ・ MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
- ・ MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- ・ NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
- ・ FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- ・ JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

◎最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。
◎運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準価額・純資産の推移 (2019年8月30日現在)

年1回決算型



年2回決算型



※分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものととして算出。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移 (1万口当たり、税引前)

年1回決算型

2019年2月	0円
設定来累計	0円

年2回決算型

2018年8月	0円
2019年2月	0円
2019年8月	100円
設定来累計	100円

主要な資産の状況 (2019年8月30日現在)

資産別比率

資産名	投資比率	
	年1回決算型	年2回決算型
UBS(Lux)エクイティ・ファンド・チャイナ・オポチュニティ(USD)	99.77%	99.84%
UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)	0.00%	0.00%
その他の資産	0.23%	0.16%
合計	100.00%	100.00%

※投資比率は、ファンドの純資産総額に占める割合。

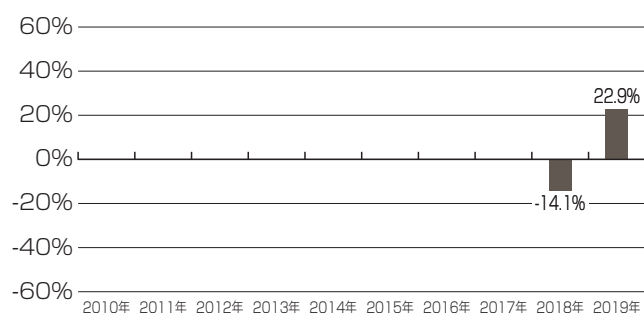
組入上位10銘柄

銘柄名	業種	構成比
1 好未来教育集团	一般消費財・サービス	9.4%
2 アリババ・グループ・ホールディング	一般消費財・サービス	9.3%
3 騰訊	コミュニケーション・サービス	9.3%
4 中国平安保険(集団)	金融	8.9%
5 貴州茅台酒	生活必需品	5.0%
6 招商銀行	金融	3.9%
7 頤海国際	生活必需品	3.1%
8 宜賓五糧液	生活必需品	3.0%
9 友邦保険控股	金融	2.8%
10 ニュー・オリエンタル・エデュケーション・アンド・テクノロジー・グループ	一般消費財・サービス	2.7%

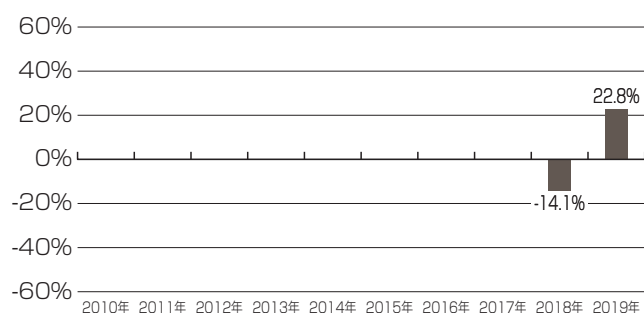
※上記構成比は、「UBS(Lux)エクイティ・ファンド・チャイナ・オポチュニティ(USD)」における純資産総額に占める割合です。業種は、MSCI分類に準拠しています。

年間収益率の推移 (2019年8月30日現在)

年1回決算型



年2回決算型



※2018年については、当初設定日(2018年2月9日)から12月末まで、2019年は年初から8月末までの騰落率。
※税引前分配金を再投資したものととして算出。
※ファンドには、ベンチマークはありません。

※2018年については、当初設定日(2018年2月9日)から12月末まで、2019年は年初から8月末までの騰落率。
※税引前分配金を再投資したものととして算出。
※ファンドには、ベンチマークはありません。

手続・手数料等

お申込メモ

購入単位	販売会社が独自に定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口＝1円)
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が独自に定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
購入の申込期間	2019年11月26日から2020年5月25日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。 なお、指定外国投資信託における解約制限の影響により、当ファンドの換金申込の一部または全部が行えなくなる場合があります。
購入・換金不可日	香港証券取引所、上海証券取引所もしくは深セン証券取引所の休業日またはルクセンブルクの銀行の休業日と同日の場合には、購入および換金の申込の受付は行いません。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。)があると委託会社が判断したときは、購入・換金申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金申込を取消すことがあります。
信託期間	2018年2月9日から2028年2月25日まで ※受益者に有利であると認めたときは信託期間の延長をすることができます。
繰上償還	各ファンドについて、信託契約締結日より1年経過後(2019年2月9日以降)に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときには、ファンドが繰上償還となることがあります。
決算日	[年1回決算型] 原則として毎年2月25日(休業日の場合は翌営業日) [年2回決算型] 原則として毎年2月25日および8月25日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	[年1回決算型] 毎決算時(毎年2月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。)に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能) [年2回決算型] 毎決算時(毎年2月25日および8月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。)に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能)
信託金の限度額	各ファンドにつき1兆円とします。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	[年1回決算型] 毎年2月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。 [年2回決算型] 毎年2月および8月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

・ 投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 3.3%(税抜3.0%)以内 で販売会社が定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。
換金時	信託財産留保額	ありません。

・ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド 日々の純資産総額に 年率1.903%(税抜年率1.73%) を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)
		委託会社 0.85% 委託した資金の運用の対価
		販売会社 0.85% 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
		受託会社 0.03% 運用財産の管理、運用指図実行等の対価
		※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき([年1回決算型]においては、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日を含みます。)ファンドから支払われます。
	投資対象とする 投資信託証券	ファンドの純資産総額に対して年率0.18%程度 (委託会社が試算した概算値)
	実質的な負担	当ファンドの純資産総額に対して 年率2.083%程度
	その他の費用・ 手数料	諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)として、日々計上され、原則毎計算期末または信託終了のとき([年1回決算型]においては、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日を含みます。)ファンドから支払われる主な費用
		監査費用 監査法人等に支払うファンド監査に係る費用
		印刷費用等 法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等
		実費として、原則発生都度ファンドから支払われる主な費用
		売買委託手数料 有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料
		保管費用 海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用
		※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

【税金】

◎税金は表に記載の時期に適用されます。

◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および 償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2019年8月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(注)20歳未満の方の未成年者口座であっても、所定の手続きを経て非課税管理勘定を開設した場合には、年間80万円の非課税投資枠(「ジュニアNISA」)の適用を受けることができます。

※2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記と異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

